

- 平成30年度で応急仮設住宅の供与が終了する地域から避難されている
- ・ 南相馬市、川俣町、川内村の方へ
  - ・ 葛尾村、飯舘村の帰還困難区域以外の方へ

## 福島県避難市町村家賃等支援事業について

### ○「平成30年度」助成金の申請受付期限を延長しました

平成30年度助成金（平成31年3月分まで）の申請受付期限を「平成31年3月31日まで」から「**2019年9月30日まで**」延長しました。

#### 注意事項

助成金の日割算定は行いません。このため、平成31年3月分の助成金（平成30年度分）を受給できるのは、平成31年3月1日までに応急仮設住宅等を退去して賃貸住宅等へ移転した世帯です。

※ **早めの申請をお願いします。**

※ 申請を希望される方は、必ず助成金給付要綱をご一読ください。

問い合わせ先 <福島県家賃等支援事務センター>

電話番号 0120-900-775（通話料無料）

受付時間 9時から18時まで（土日祝休日、年末年始を除く）

#### （参考）平成30年度助成金の申請書様式の入手方法

##### 1 初回申請分

(1) 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力HD」という。）から平成30年3月分の家賃賠償を受けた世帯の場合

- ① 東京電力HDから助成対象世帯へ郵送された「意向確認書」（※）について、「東京電力HDから福島県への個人情報の提供」に同意の上、「家賃等支援事業のご案内を『希望する』」に○を付け、同書を東京電力HDへ必ず返送してください。

注（※）意向確認書が届かない場合は、次の連絡先へお問い合わせください。

東京電力HD福島原子力補償相談室（電話0120-926-404）

- ② 東京電力HDから対象世帯の名簿等（個人情報）の提供を受けた福島県が、支援を希望する世帯へ助成金のご案内及び申請書様式を郵送します。

(2) 応急仮設住宅等を退去して賃貸住宅等へ移転した世帯の場合

- ① 福島県家賃等支援事務センターへ申請書様式の郵送を依頼してください。

郵送依頼は、電話（0120-900-775）又は「申請書郵送依頼書」（平成30年7月に応急仮設住宅の入居世帯へ郵送したもの）の返送をお願いします。

- ② ①の依頼を受けた福島県家賃等支援事務センターは、当該世帯が応急仮設住宅等を退去したこと及び助成対象世帯であることを確認後、申請書様式を世帯へ郵送します。

##### 2 2回目以降申請分

福島県家賃等支援事務センターから前回申請時の住所へ郵送します。